

## I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側はイ-2 説について予見可能性をあまりにも抽象化してしまうため刑事過失の成立範囲を無限定にし、不当に拡大する恐れがあるとしているが、イ-2 説でいうところの予見可能性は単に刑事過失の成立範囲を曖昧にするものではなく一般通常人の標準において、ある種の結果防止措置をなす旨の負担を命ずるのが合理的だと思われる程度の危惧感が存在する範囲で刑事過失を成立させるものであるから妥当でないのではないか。
- 10 2. 弁護側は新過失論をとったうえで、過失の共同正犯を否定する α 説をとっているが、過失を客観的注意義務違反と捉える新過失論からは故意に注意義務違反を肯定することは可能であるから過失の共同正犯を肯定できるのではないか。